

答 申 第 2 9 6 号
平成21年6月16日

千葉県教育委員会
委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年2月5日付け教保第5233号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成17年11月21日付けで異議申立人から提起された、平成17年10月5日付け教
保第391号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成17年10月5日付け教保第391号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は開示しない理由を「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため（2号）」と主張するが、非公開処理を施されたものの中には明らかに公務情報が含まれている。よって当該決定は取り消されなければならない。
- (2) 実施機関は、「当該生徒の家族や、事故関係者にとっては、通常他人に知られたくないものであり、当該情報が公になれば、現在、又は、将来の生活に予期せぬ影響を及ぼすおそれがあると考えられるので、当該情報は公にすることにより、なお、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報であると認められる」と主張するが、具体的にどの情報が、将来の生活のどの部分にどのような影響を及ぼすのか全く示していない。
- (3) 実施機関は、「公にすることにより、なお、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報であると認められる」と主張するが、誰が、いつ、何を認めるのか全く明らかにされていない。
- (4) 実施機関の主張は単なるおそれ論の域を出ない。
- (5) 本件は既にマスコミ等で広く伝えられており、そもそもそのニュースソースの一部は実施機関であった。
- (6) 実施機関のその他の主張は、最初に不開示があつて本件決定を正当化するための、ためにする主張であり論ずるに足らない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 対象となる行政文書について

- (1) 異議申立人は、平成17年9月6日付けで「千葉県立行徳高校より千葉県教育委員会へ提出された事故報告書（全）2002. 4. 1～2005. 3. 31」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書として、県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第74条の規定により、生徒の事故による傷害又は死亡に係る事故報告書として、千葉県立行徳高等学校長から提出された2件の交通事故報告書で、4ページで構成される交通事故報告書

(以下「本件文書1」という。)及び3ページで構成される交通事故報告書(以下「本件文書2」といい、「本件文書1」と「本件文書2」を併せて「本件文書」という。)を特定し、本件決定を行った。

(3) 規則第74条では、生徒のはなはだしい非行、生徒の事故による傷害若しくは死亡、伝染病その他の集団疾病又は災害その他の突発事故が発生した場合は、その発生場所が学校内であるかどうかに関係なく、学校の管理運営上報告を必要と認められる場合は実施機関に報告をしなければならないと定められており、本件文書における報告の様式は、県立高等学校管理規則の運用について(昭和54年7月6日付け教高第143号)に定める別記第11号様式を用いている。

(4) 本件文書には共通する部分として、学校番号、文書記号、文書番号、施行年月日、学校名、校長名及び職印が記録されている。また、事故の種別、発生日時、発生場所、事故生徒、事故の程度、事故の状況及び原因、現場の見取図、事後措置と経過、事故発生までの学校の指導、今後の対策及びその他の参考事項の各欄がある。

また、本件文書2には、運転者欄があり、本件文書には、発生した事故に関する事実について、氏名、住所、当該生徒及び事故関係者のけがの状況、行為や原因等の詳細、行為の発生日等が記述されている。

2 本件決定の理由について

(1) 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第2号該当性について

ア 本件文書に記録された情報のうち、氏名及び住所は特定個人が識別される情報である。

イ 本件文書に記録された情報のうち文書番号、施行年月日、発生日時、学年、年齢及び発生場所(以下「文書番号等」という。)については、学校の教職員や生徒などの関係者が保有している情報若しくは新聞記事等入手可能であると通常考えられる他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

本件文書2については、事故発生当時、新聞報道された事案であるが、実施機関では、事故について公表しておらず、新聞社の独自の取材に基づくものであり、当該報道記事と照合することにより、特定の個人が識別できることから、発生日時、発生場所、運転者年齢、事故の状況及び病院名(以下「発生日時等」という。)は、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

また、本件請求は、学校名と事故報告書の提出時期を指定した請求であり、文書番号等及び発生日時等を開示すると、既に開示されている部分と結びついて、同級生やその他の学校関係者など広範囲の者に、当該生徒が特定され、本件の事実が確知されるおそれがあり、文書番号等及び発生日時等は、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であるとも認められる。

ウ 事故の状況及び原因、事故の程度欄等に記録された、具体的な死亡の状況等については、当該生徒の名誉や資質に係る機微な情報であり、当該生徒の家族や、事故関係者にとっては、通常他人に知られたくないものであり、当該情報が公になれば、現在、又は、将来の生活に予期せぬ影響を及ぼすおそれがあると考えられるので、当該情報は公にすることにより、なお、個人の権利利益を侵害するお

それがあつ情報であると認められる。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書イ、ロ及びニの該当性について

本件文書に係る情報は、マスコミ等への公表等を行つておらず、また法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ロ及びニに該当するものでもない。

イ 条例第8条第2号ただし書ハの該当性について

本件文書は生徒に係る交通事故報告書で、不開示とした部分の中に職員に係る記録はなく、本件決定により不開示とした情報は職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求について

本件請求については、上記第3、1(1)のとおりである。

2 本件請求に係る行政文書の特定制及び本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として本件文書を特定し、本件決定を行ったものである。

本件文書は、規則第74条の規定により、生徒の事故による傷害又は死亡に係る事故報告として、千葉県立行徳高等学校長から提出された交通事故報告書であると認められる。

実施機関は、本件文書に記録されている情報のうち、別表1及び2の実施機関が不開示とした部分(以下「本件不開示部分」という。)を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

3 本件異議申立てについて

本件異議申立てにおいて、異議申立人は、本件不開示部分の開示を求めていると認められることから、当審査会では、本件不開示部分について、条例第8条第2号該当性を検討する。

4 条例第8条第2号該当性について

(1) 基本的な考え方

条例第3条では、「県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、条例が原則開示を基本理念としつつも、個人に関する情報については、最大限に保護されるべきものであることを明示している。

そして、条例第8条第2号では、原則として特定の個人を識別できる情報を不開示情報として規定した上、条例第9条第2項では、特定の個人を識別できる情報であっても、個人を識別できることとなる記述等を除くことによって、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、開示しなければならないと規定している。

これらの規定の適用に当たっては、原則開示の基本理念と個人のプライバシー保

護の観点の両面から、適正な判断が求められるものである。

(2) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 実施機関は、氏名、住所、文書番号、施行年月日、発生日時、学年、年齢、発生場所、運転者年齢、事故の状況、病院名等、事故の状況及び原因、事故の程度欄等に記録された、具体的な死亡の状況等について条例第8条第2号本文に該当すると説明する。

イ 氏名及び住所については、特定の個人を識別することができるものである。

ウ 氏名及び住所を除く本件不開示部分について、実施機関は、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、当該生徒及び運転者（以下「本件当事者」という。）の権利利益を害するおそれがあることから、条例第8条第2号本文に該当するとしているので、以下この点について検討する。

エ 本件請求については、学校名と時期が指定されており、該当する事故報告書は限定されることから、氏名及び住所を除く本件不開示部分を開示すると、学校関係者や生徒等一定の範囲の者には、事故の概要欄に記録されている本件当事者を特定することが可能となると認められる。

さらに、開示されている本件文書の記録内容等から学校関係者や生徒等一定範囲の関係者には、本件当事者が誰であるか、既に明らかになっている可能性も高いと考えられるが、既に開示している部分に加えて氏名及び住所を除く本件不開示部分を開示することにより、これらの関係者が本件当事者の行為等の詳細を確知することになると認められる。したがって、氏名及び住所を除く本件不開示部分を開示すると、本件当事者の権利利益を害するおそれがあると判断する。

オ よって、本件不開示部分は条例第8条第2号本文に該当する。

(3) 条例第8条第2号ただし書該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書ハについて

本件不開示部分に、公務員等の職、氏名及び当該公務員等の職務遂行の内容に係る記録はないことから、条例第8条第2号ただし書ハには該当しない。

イ 条例第8条第2号ただし書イ、ロ及びニについて

本件不開示部分は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

また、本件不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められないため、条例第8条第2号ただし書ロに該当せず、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、条例第8条第2号ただし書ニにも該当しない。

5 異議申立人の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

7 附言

当審査会が、本件決定に係る内容を精査したところ、開示・不開示の取扱いに不統一な部分が認められた。

実施機関においては、今後の同種の開示請求に関する対応について、より慎重で適正な開示事務を行うべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 2. 5	諮問書の受理
20. 5. 8	実施機関の理由説明書の受理
20. 6. 16	異議申立人の意見書の受理
20. 9. 17	審議 実施機関から不開示理由の聴取
20. 11. 18	審議 実施機関から不開示理由の聴取
20. 12. 16	審議
21. 1. 27	審議
21. 2. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成21年2月24日現在)